



市町村民税課税標準額の調査にご協力を!!

当国保組合は、組合員の皆様から納付をいただいておりますが、平成21年度に実施した国などからの補助金を財源として運営されております。

本年度は、今後の国保組合に対する国庫補助額を適正に算定するために被保険者に係る所得の状況の調査を厚生労働省からの依頼により行うこととなっております。

「調査要領に基づき抽出された国保組合の組合員とその家族(当該国保組合の被保険者に限る。)の平成26年度分の地方税法(昭和25年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(特別区民税を含む。)に係る同法第三十

四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額の合計から同項第二項の規定による控除した後の金額(以下「課税標準額」という。)の調査を行うものである。

- ① 地方税法附則第三十三条の第三項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
 - ② 地方税法附則第三十四条第
 - ③ 地方税法附則第三十五条第五項において規定する短期譲渡所得の金額
 - ④ 地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得の金額
 - ⑤ 地方税法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
- なお、調査対象者につきましては、被保険者番号順に組合員名簿を作成し、統計的抽出方法に基づき抽出された方々となりますので、調査対象となった組合員の方々には、後日依頼文書等をご送付させていただきます。
- この調査結果は、今後の当組合の財政にも大きな影響を与えるものですので、調査対象となられた組合員の方々につきましては、何卒趣旨をご理解のうえ、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

第155回 通常組合会開催 (予告)

平成25年度事業報告及び歳入歳出決算などのご審議をいただく、第155回通常組合会を下記日程により開催する予定となっておりますので、組合会議員の先生方にはご予約のほどよろしくお願いたします。

- ・ 日時 平成26年7月31日 (木) 午後2時～
- ・ 場所 神奈川県歯科保健総合センター 5階

～エプソン品川アクアスタジアムを 割引で利用できるようになりました～

当国保組合では組合員とご家族の方々の健康保持・増進のため、ディズニーリゾートなどと割引利用契約を結んでおります。この度、以前より契約を結んでおります株式会社横浜八景島の運営施設として新たに『エプソン品川アクアスタジアム』が加わることになったことに伴い、割引利用契約を結ぶこととなりましたので、他の施設同様にご利用いただきますようご案内いたします。

水族館入館料金	
期 間	2014. 4 / 1 ~ 2015. 1 / 4
大人・高校生	1,850円 → 1,650円
小・中学生	1,050円 → 850円
幼児 (4才以上)	600円 → 400円

※2015年1月5日以降については施設にお問い合わせください。

所在地：東京都港区高輪4-10-30 (品川プリンスホテル内)
Tel 03-5421-1111 (音声ガイダンス)
ホームページ：http://aquastadium.jp

なお、現在利用できる施設は次のとおりとなっております。ご利用の際には割引利用券などが必要になりますので、当国保組合 (Tel.045-641-5418) までご連絡ください。

- ・ 東京サマーランド
- ・ よみうりランド
- ・ 大磯ロングビーチ
- ・ 東京ディズニーランド
- ・ 東京ディズニーシー
- ・ 横浜八景島シーパラダイス